

# 国内肥料資源推進ロゴマーク利用規程

(制定) 令和 5 年 8 月 29 日  
(一部改正) 令和 5 年 10 月 1 日  
(一部改正) 令和 5 年 11 月 15 日  
(一部改正) 令和 7 年 12 月 24 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、国内肥料資源推進ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程においてロゴマークとは、別紙国内肥料資源推進ロゴマーク利用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）のデザインとする。

## (利用に関する権利)

第 3 条 ロゴマークに関する一切の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められる権利を含む。）は、農林水産省に帰属する。

- 2 ロゴマークの作者は、農林水産省が本利用規程に基づき行う、利用・管理・処分等の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 ロゴマークは、「国内肥料資源の利用拡大プロジェクト（URL : [https://www.maff.go.jp/seisan/sien/sizai/s\\_hiryo/kokunaishigen/zenkokukyougikai/project.html](https://www.maff.go.jp/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen/zenkokukyougikai/project.html)）」の活動内容に賛同する「国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会（URL : [https://www.maff.go.jp/seisan/sien/sizai/s\\_hiryo/kokunaishigen/zennkokusuishin.html](https://www.maff.go.jp/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen/zennkokusuishin.html)）」会員（以下「全国推進協議会会員」という。）のみが利用できるものとし、その期間は会員登録している期間を限度とする。

## (所管)

第 4 条 ロゴマークの取扱いに係る事務は、農林水産省農産局技術普及課（以下、「技術普及課」という。）が所管する。

## (利用目的)

第 5 条 ロゴマークは、国内肥料資源の利用拡大を目的として利用するものとする。ただし、ロゴマークは、これを利用した商品・サービス等において原材料の国産比率が高いことを保証するものではない。

## (利用の条件)

第 6 条 全国推進協議会会員は、この規程に従い、以下の内容を遵守して、ロゴマークを利用することができます。

- 一 ロゴマークは無償で利用することができる。

- 二 ロゴマークの利用について、農林水産省は全国推進協議会会員がロゴマークを利用したことによる商品・サービスの品質等の保証責任は負わないものとする。
- 三 ロゴマークを利用した商品・サービスについて、農林水産省はその正確性、適法性、合目的性等を何ら保証するものではないものとする。
- 四 ロゴマークを利用した商品・サービスの使用を行うことについて、第三者の権利等を何ら侵害するものであってはならないものとする。
- 五 ロゴマークを利用した商品・サービスについて、農林水産省は、それが法令、条例、規約等に抵触しないことについて何ら保証するものではないものとする。

(利用の方法)

- 第7条 ロゴマークの利用方法は、この規程のとおりとする。
- 2 ロゴマークを利用する全国推進協議会会員が、ロゴマークを改変して利用することはできない。
  - 3 農林水産省は、ロゴマークの利用に当たって必要に応じて条件をつけることができるものとする。
  - 4 以下のようなロゴマークの利用は、禁止する。
    - 一 個別の商品、利用者が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとしての利用
    - 二 個別の商品、利用者が提供するサービス等において原材料として国内資源の使用比率が高いことや、商品・原材料の品質を保証すると誤認させるものとしての利用
    - 三 法令や公序良俗に反すると認められるような利用
    - 四 事務局の認めない募金活動と関連付けての利用
    - 五 他の企業・団体や他人の商品・サービスを誹謗中傷するような利用
    - 六 その他「国内肥料資源の利用拡大プロジェクト」の趣旨に反すると認められるような利用
  - 5 ロゴマークの利用により問題が生じた際、農林水産省は、一切責任を負わない。ロゴマークの利用や表現にあたっては、利用方法や表現に十分注意の上、利用者の責任において実施するものとする。

(利用の範囲)

- 第8条 ロゴマークは、利用者が、自社のHPや広報資料等に利用できる。
- 2 ロゴマークを肥料に添付して利用する場合及び肥料を紹介するチラシ等に記載して利用する場合は、以下の①～⑬に該当するものに限る。

【対象となる肥料】

- |            |
|------------|
| ① 特殊肥料     |
| ② 汚泥肥料     |
| ③ 食品残さ加工肥料 |

④ 有機質肥料
⑤ 回収リン
⑥ 混合堆肥複合肥料
⑦ 混合汚泥複合肥料
⑧ 指定配合肥料
⑨ 指定化成肥料
⑩ 特殊肥料等入り指定混合肥料
⑪ 土壌改良資材入り指定混合肥料
⑫ 菌体りん酸肥料
⑬ その他（農林水産省農産局技術普及課長が認めたもの）

#### (利用の基準)

第9条 前条の利用の範囲を満たす場合は、次の基準に基づき、ロゴマークを利用することができる。

- 一 必ず、画像中のマークと文字を一体として利用する。
- 二 縦横の比率を変えて拡大・縮小しない。
- 三 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしない。（マークが判別できる範囲で背景を重ねることは可）
- 四 色を変えてはならない。ただし、グレースケール及び単色での利用を希望する場合にあっては、ガイドラインに従うものとする。
- 五 ロゴマークには以下のいずれかの文言を一体として記載するものとする。
  - イ 【全国推進協議会会員名】は、国内肥料資源の利用拡大を応援します／しています
  - ロ 【全国推進協議会会員名】は、国内肥料資源の利用拡大に賛同します／しています

#### (利用許諾の申請及び許諾)

第10条 ロゴマークの利用を希望する者は、利用申請書（別記様式1－1）を記載の上、本規程の附則に定める提出先にメール又は郵送で申請することとする。また、ロゴマークの単色利用を希望する者は、利用申請書に加えて、単色利用申請書（別記様式1－2）を記載の上、本規程の附則に定める提出先にメール又は郵送で申請することとする。新たな方法でロゴマークの利用を希望する場合は、新たに利用申請書を申請することとする。

- 2 技術普及課長は、申請内容を審査の上、本規程に適合すると認めた申請者に対して、利用証（別記様式3）を発行する。

#### (利用者の義務)

第11条 利用者は、関係法規、本規程その他農林水産省が別途定める規則類を厳格に遵守するとともに、「国内肥料資源の利用拡大プロジェクト」の趣旨に反した利用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとする。また、利用者は、ロゴマークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとする。

- 2 利用者は、第三者がロゴマークの著作権・商標権その他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに農林水産省に通知する義務を負うものとする。
- 3 利用者は、ロゴマーク使用後速やかに、本規程の附則で定める提出先に利用報告書（別記様式2）を提出するものとする。提出した利用報告書の内容は、農林水産省HP等で紹介する場合がある。また、終売商品や、パッケージからロゴマークを利用しなくなった商品を把握するため、農林水産省から定期的に利用実態について確認をすることがある。
- 4 利用者は、農林水産省から別途要請がある場合は、ただちにロゴマークの利用実態の報告やロゴマークを利用した物の提出等を行うものとする。

（利用中止）

第12条 国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会設置要領4（2）の規定により退会した者は、ロゴマークを利用してはならない。

- 2 農林水産省は、ロゴマークの利用状況によっては、ロゴマークの利用中止を要請することがある。
- 3 農林水産省は、前項の規定により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（利用の差止め等）

第13条 農林水産省は、本規程に基づき、全国推進協議会に登録せずに又は第10条に基づく技術普及課長により発行される利用証（別記様式3）を得ずにロゴマークを利用した者について、直ちにその利用の停止を請求する。

（非保証・免責事項）

第14条 本制度は、利用者のロゴマークの利用内容について、農林水産省が正確性、適法性を保証するものではなく、利用者がロゴマークの利用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

（賠償責任等）

第15条 ロゴマークの著作権等に関する争議が生じた場合、農林水産省は、一切責任を負わない。

- 2 農林水産省は、ロゴマークの利用に伴って利用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。
- 3 利用者は、ロゴマークの利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任をもって処理するものとし、農林水産省は、それに関する一切の責務を負わない。
- 4 利用者は、ロゴマークの利用において故意又は過失により農林水産省に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を農林水産省に賠償しなければならない。
- 5 農林水産省は、前二項の規定に違反する利用者又はロゴマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとる場合がある。

(その他)

第16条 本規程に定めのない事項については、農林水産省が判断するものとする。

(附則)

- 1 本規程は、令和5年8月29日から施行する。本規程は、農林水産省により事前の通知なく改訂される場合がある。改訂内容については「国内肥料資源の利用拡大プロジェクト」のHP等で通知する。
- 2 本規程は、令和5年10月1日から改正施行する。
- 3 本規程は、令和5年11月15日から改正施行する。
- 4 本規程は、令和7年12月24日から改正施行する。

(利用申請書（別記様式1-1）、単色利用申請書（別記様式1-2）及び利用報告書（別記様式2）の提出先）

農林水産省農産局技術普及課 国内肥料資源推進ロゴマーク担当

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL: 03-6744-2107

Email: kokunai\_shigen★maff.go.jp (送付の際には、★を@に置き換えてください)

